



令和6事務年度

所得税及び消費税調査等の状況

(令和6年7月1日～令和7年6月30日※)

令和7年12月11日

関東信越国税局

《担当》
国税広報広聴室 報道係
電話：048-600-3111（内線2043）

※ 令和6年7月1日から令和7年6月30日までの間に実施した調査等の実績になります。

令和6事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和7年12月

関東信越国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の還付申告への対応

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 選定に A I を活用するなど、効率的かつ的確に調査等を行った結果、「調査等」による追徴税額の総額は過去 2 番目を記録
 - ・ 「実地調査」については、追徴税額の総額や 1 件当たりの追徴税額が増加
 - ・ 「簡易な接触」については、件数及び非違件数が増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、10 万 7 千件（前事務年度 8 万 8 千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は 5 万 3 千件（同 4 万 9 千件）。
 - ✓ 実地調査の件数は、8 千件（同 8 千件）。うち、特別調査・一般調査が 6 千件（同 6 千件）、着眼調査が 2 千件（同 2 千件）。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、9 万 9 千件（同 8 万件）。

(2) 申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、1,275 億円（同 1,307 億円）。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、867 億円（同 792 億円）。うち特別調査・一般調査によるものは 809 億円（同 736 億円）、着眼調査によるものは 59 億円（同 56 億円）。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、408 億円（同 516 億円）。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、179 億円（同 182 億円）。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、151 億円（同 143 億円）。うち特別調査・一般調査によるものは 146 億円（同 138 億円）、着眼調査によるものは 5 億円（同 5 億円）。実地調査による追徴税額を 1 件当たりでみると、188 万円（同 178 万円）。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、28 億円（同 38 億円）。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。
- 4 過去の調査等の状況との比較に関する表記は、現在の集計方法となった平成 21 事務年度以降の数値を対象として比較した結果です。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比			対前年比	
調査等件数	件	6,268		1,777		8,045		79,536		87,581	
		6,275	100.1%	1,749	98.4%	8,024	99.7%	98,556	123.9%	106,580	121.7%
申告漏れ等の非違件数	件	5,603		1,289		6,892		41,836		48,728	
		5,569	99.4%	1,228	95.3%	6,797	98.6%	46,203	110.4%	53,000	108.8%
申告漏れ所得金額	百万円	73,550		5,620		79,170		51,576		130,746	
		80,858	109.9%	5,863	104.3%	86,720	109.5%	40,769	79.0%	127,489	97.5%
追徴税額	本税	11,467		466		11,933		3,593		15,525	
		12,003	104.7%	463	99.4%	12,466	104.5%	2,708	75.4%	15,174	97.7%
	加算税	2,319		63		2,382		255		2,638	
		2,556	110.2%	63	100.0%	2,618	109.9%	140	54.9%	2,759	104.6%
	計	13,786		529		14,315		3,848		18,163	
		14,559	105.6%	526	99.4%	15,085	105.4%	2,848	74.0%	17,933	98.7%
一件当たり	申告漏れ所得金額	1,173		316		984		65		149	
		1,289	109.9%	335	106.0%	1,081	109.9%	41	63.1%	120	80.5%
	本税	183		26		148		5		18	
		191	104.4%	26	100.0%	155	104.7%	3	60.0%	14	77.8%
追徴税額	加算税	37		4		30		0.3		3	
		41	110.8%	4	100.0%	33	110.0%	0.1	33.3%	3	100.0%
	計	220		30		178		5		21	
		232	105.5%	30	100.0%	188	105.6%	3	58.5%	17	81.0%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

6 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

(参考) 謹度所得の調査等の状況

- 所得税のうち謹度所得に係る調査等の件数が、2千4百件（前事務年度2千6百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1千9百件（同2千件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、186億円（同166億円）となっています。

○ 謹度所得の調査等の状況

項目	事務年度等	5事務年度	6事務年度	対前年比
①		件	件	%
調査等件数		2,600	2,357	90.7
土地建物等		2,006	1,897	94.6
株式等		594	460	77.4
②		件	件	%
申告漏れ等の非違件数		2,032	1,924	94.7
土地建物等		1,501	1,494	99.5
株式等		531	430	81.0
③		%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)		78.2	81.6	3.5
土地建物等		74.8	78.8	3.9
株式等		89.4	93.5	4.1
④		百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額		16,556	18,551	112.1
土地建物等		12,003	14,889	124.0
株式等		4,553	3,662	80.4
⑤		万円	万円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)		637	787	123.6
土地建物等		598	785	131.2
株式等		767	796	103.9

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離謹度所得）及び金地金等（総合謹度所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 簡易な接触を活用して幅広く対応した結果、「調査等」の件数が前年から1.8倍に増加
 - ・ 「実地調査」について、件数及び非違件数が増加
 - ・ 「簡易な接触」について、件数及び非違件数が増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、2万8千件（前事務年度1万6千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は1万4千件（同1万1千件）。
 - ✓ 実地調査の件数は、4千5百件（同4千2百件）。うち、特別調査・一般調査が3千8百件（同3千6百件）、着眼調査が7百件（同6百件）。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、2万4千件（同1万2千件）。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、61億円（同63億円）。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、52億円（同55億円）。うち特別調査・一般調査によるものは51億円（同53億円）、着眼調査によるものは1億円（同2億円）。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、115万円（同131万円）。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、8億円（同9億円）。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼	計	対前年比		対前年比	対前年比	対前年比	対前年比
		件	対前年比			件	対前年比				
調査等件数	件	3,589		603	4,192			11,773		15,965	
		3,829	106.7%	702	4,531	108.1%	23,550	200.0%	28,081	175.9%	
申告漏れ等の非違件数	件	3,148		431	3,579			7,009		10,588	
		3,197	101.6%	468	3,665	102.4%	10,304	147.0%	13,969	131.9%	
追徴税額	本税 百万円	4,278		156	4,434			810		5,244	
		4,111	96.1%	113	4,224	95.3%	799	98.6%	5,023	95.8%	
	加算税 百万円	1,030		28	1,058			45		1,103	
		981	95.2%	24	1,005	95.0%	37	82.2%	1,042	94.5%	
	計 百万円	5,308		184	5,491			855		6,346	
		5,093	95.9%	136	5,229	95.2%	836	97.8%	6,065	95.6%	
一件当たり	本税 万円	119		26	106			7		33	
		107	89.9%	16	93	87.7%	3	42.9%	18	54.5%	
	加算税 万円	29		5	25			0.4		7	
		26	89.7%	3	22	88.0%	0.2	50.0%	4	57.1%	
	計 万円	148		30	131			7		40	
		133	89.9%	19	115	87.8%	4	54.1%	22	55.0%	

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

5 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

II トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の3.3倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の1件当たりの追徴税額は、755万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の232万円に比べ、3.3倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の1件当たりの追徴税額は1,355万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の232万円に比べ、5.8倍となっています。

- 令和6事務年度においては、290件（前事務年度366件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,819万円（同1,707万円）と所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,289万円（同1,173万円）に比べ、2.2倍となっており、申告漏れ所得金額の総額は、82億円（同62億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は22億円（同19億円）に上ります。

○ 富裕層に対する調査の状況

事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
項目	調査件数	件		
調査件数	件	366	290	79.2%
申告漏れ等の非違件数	件	334	260	77.8%
申告漏れ所得金額	億円	62	82	132.3%
追徴税額	億円	19	22	115.8%
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,707	2,819
	追徴税額	万円	514	755

6事務年度 実地調査（特別・一般）全体	
6,275	
5,569	
809	
146	
1,289	
232	

○ 海外投資等を行った富裕層に対する調査の状況

事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
項目	調査件数	件		
調査件数	件	40	46	115.0%
申告漏れ等の非違件数	件	35	40	114.3%
申告漏れ所得金額	億円	9	29	322.2%
追徴税額	億円	2	6	300.0%
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,143	6,217
	追徴税額	万円	556	1,355

6事務年度 実地調査（特別・一般）全体	
6,275	
5,569	
809	
146	
1,289	
232	

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の2.2倍～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は、519万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の232万円に比べ、2.2倍となっています。

- 令和6事務年度においては、340件（前事務年度324件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は82億円（同51億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は18億円（同12億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比	6事務年度 実地調査（特別・一般）全体
	調査件数	件				
調査件数	件	324	340	104.9%		6,275
申告漏れ等の非違件数	件	273	302	110.6%		5,569
申告漏れ所得金額	億円	51	82	160.8%		809
追徴税額	億円	12	18	150.0%		146
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,573	2,418	153.7%	1,289
一件当たり	追徴税額	万円	378	519	137.3%	232

○ 取引区分別の調査の状況

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



(注) () 内の数値は構成比

- 「輸出」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 「その他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体と、同水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
(注) シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。
- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は225万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の232万円と、同水準となっています。

＜シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、269件（前事務年度240件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,274万円（同1,043万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は34億円（同25億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は260万円（同191万円）となっています。また、追徴税額の総額は7億円（同5億円）に上ります。

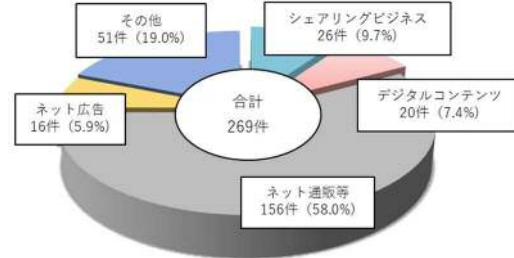
＜暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、108件（前事務年度104件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,358万円（同1,683万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は15億円（同18億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は2億円（同3億円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		240	269	112.1%
申告漏れ等の非違件数	件		207	233	112.6%
申告漏れ所得金額	億円		25	34	136.0%
追徴税額	億円		5	7	140.0%
申告漏れ所得金額	万円		1,043	1,274	122.1%
追徴税額	万円		191	260	136.1%

【取引区別の調査状況】



(注) ()内の数値は構成比

- (参考)：主な取引例
- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシング、配達代行業など
 - 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メールマガなど
 - 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
 - 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
 - 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		104	108	103.8%
申告漏れ等の非違件数	件		97	105	108.2%
申告漏れ所得金額	億円		18	15	83.3%
追徴税額	億円		3	2	66.7%
申告漏れ所得金額	万円		1,683	1,358	80.7%
追徴税額	万円		304	225	74.0%

4 無申告者に対する調査状況

～所得税無申告者に対する所得税の追徴税額の総額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、あらゆる機会を通じて資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
 - 所得税無申告者に対する実地調査（特別・一般）による所得税の追徴税額の総額は 39 億円に上り、1 件当たりの追徴税額である 393 万円とともに過去最高となっています。
 - また、消費税無申告者に対する実地調査（特別・一般）による 1 件当たりの追徴税額は 255 万円と過去 2 番目を記録しています。

＜所得税無申告者に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、995件（前事務年度1,011件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,515万円（同2,294万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,289万円（同1,173万円）に比べ、2倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は250億円（同232億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は393万円（同340万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の232万円（同220万円）の1.7倍となっています。また、追徴税額の総額は39億円（同34億円）に上ります。

〈消費税無申告者に対する調査状況〉

- 令和6事務年度においては、1,077件（同1,384件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの追徴税額は255万円（同266万円）となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の133万円（同148万円）に比べ、1.9倍となっています。また、追徴税額の総額は27億円（同37億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

〈所得税〉

項目	事務年度等		5 事務年度	6 事務年度	対前年比
	調査件数	件			
申告漏れ所得金額	億円		232	250	107.8%
追徴税額	億円		34	39	113.3%
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,294	2,515	109.6%
	追徴税額	万円	340	393	115.4%

〈消費稅〉

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比	6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	調査件数	件				
調査件数	件	1,384	1,077	77.8%		3,829
追徴税額	億円	37	27	73.3%		51
1件当たり追徴税額	円	266	255	95.8%		133

5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、調査を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

＜消費税の還付申告者に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、135件（前事務年度128件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は123万円（同118万円）となっています。
また、追徴税額の総額は2億円（同2億円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		128	135	105.5%
申告漏れ等の非違件数	件		99	105	106.1%
追徴税額	億円		2	2	100.0%
1件当たり追徴税額	万円		118	123	104.2%

(注) 1 令和6事務年度は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和6事務年度に実地調査を行った計数である。

2 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査を行った計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

6 所得税の還付申告への対応

～所得税の不正還付申告書の調査の状況～

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、還付申告書に対しては特に厳格な審査を行うとともに、不正還付が疑われる申告書に対しては調査を実施しています。
- さらに、国税当局では、AIの活用を進めるなど、不正還付を的確に把握する取組を行っています。
- なお、不正還付に厳格に対応すべく、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、刑事上の責任追及の要否を検討した上で告訴等を行うなど、捜査当局との連携強化にも取り組んでいます。

＜所得税の不正還付申告書の調査の状況＞

- 令和6事務年度においては、57件（前事務年度87件）調査しました。
- 1件当たりの追徴税額は81万円（同43万円）となっています。
また、追徴税額の総額は5千万円（同4千万円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	87		57		65.5%
追徴税額	0.4	億円	0.5		125.0%
1件当たり追徴税額	43	万円	81		188.4%

調査事例

還付申告書に不審な点があったことから調査を実施したところ、実態が無いにもかかわらず、架空の事業収入及び源泉徴収税額などを記載した還付申告書等を提出し、所得税の還付金を受け取ったことを把握したため、詐欺罪に該当するとして告訴を行い、その後、捜査当局により逮捕された。

所得税還付申告についてご留意いただきたい事項

所得税の還付申告の中には、架空の源泉徴収税額や各種控除額を記載し、不正に還付を受けようとするものなどが見受けられます。

そのため、国税当局では、各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴く実地調査などによる確認を行っております。

その際、納税者の方々への連絡も含め、必要な確認に時間を要するため、還付を保留する期間が長期にわたる場合があるほか、還付の手続を中断する場合があります。

また、確定申告書（還付申告書を含む）を提出した納税者の本人確認は、申告書に記載されたマイナンバーなどにより行っているため、還付申告書にマイナンバーが記載されていない場合も不正還付防止のため、確認に時間を要することから、還付を保留する期間が長期にわたる場合があります。

III 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業種目	1件当たりの申告漏れ所得金額	1件当たりの追徴税額(含加算税)	前年の順位
位 1	キヤバクラ	万円 3,510	万円 1,117	-
2	馬鈴しょ、甘しょ作農業	3,302	891	-
3	コンテンツ配信	3,008	840	9
4	バ ー	2,699	756	-
5	ブリーダー	2,602	864	3
6	酒 場	1,794	450	-
7	ガラス工事	1,613	284	-
8	解体工事	1,573	252	-
9	冷暖房設備工事	1,543	254	15
10	防水工事	1,491	251	16

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度	
	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額								
1 キヤバレー	万円 2,717	畜産農業（肉用牛）	万円 3,209	バ	万円 2,870	風俗業	万円 2,871	キヤバクラ	万円 3,352	
2 畜産農業（肉用牛）	万円 2,092	犬猫医	万円 2,674	キヤバクラ	万円 2,842	キヤバクラ	万円 2,204	ブリーダー	万円 2,314	
3 風俗業	万円 1,661	キヤバレー	万円 1,927	ナイトクラブ	万円 2,549	製図設計士	万円 1,848	鉄骨、鉄筋工事	万円 1,688	
4 タイル工事	万円 1,579	学習塾経営	万円 1,706	施設園芸農業（きのこ）	万円 1,867	運転代行業	万円 1,791	弁護士	万円 1,601	
5 耳鼻咽喉科医	万円 1,375	型枠工事	万円 1,706	焼肉	万円 1,858	眼科医	万円 1,770	プロック工事	万円 1,576	

	令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度		令和6事務年度	
	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額								
1 ブリーダー	万円 2,275	司法書士、行政書士	万円 3,033	経営コンサルタント	万円 9,212	内科医	万円 3,133	キヤバクラ	万円 3,510	
2 野菜栽培農業	万円 2,241	ブリーダー	万円 2,178	内科医	万円 5,460	経営コンサルタント	万円 2,035	馬鈴しょ、甘しょ作農業	万円 3,302	
3 キヤバクラ	万円 2,005	外構工事	万円 2,145	馬鈴しょ、甘しょ作農業	万円 2,999	ブリーダー	万円 2,006	コンテンツ配信	万円 3,008	
4 製図設計士	万円 1,486	機械部品受託加工	万円 2,052	看板	万円 2,065	歯科医	万円 1,751	バ	万円 2,699	
5 経営コンサルタント	万円 1,466	経営コンサルタント	万円 1,859	西洋料理	万円 1,939	よう接	万円 1,666	ブリーダー	万円 2,602	

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。

2 平成29事務年度2位の「キヤバクラ」及び3位の「ナイトクラブ」は、平成28事務年度まで「キヤバレー」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。

3 令和元事務年度2位の「ブリーダー」は、令和2事務年度まで「小売業・犬」として表記していたが、業態に合わせて表記名を変更したもの。

4 令和2事務年度5位の「経営コンサルタント」は、平成28事務年度まで「その他経営サービス」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。